

令和8年度 村田町地域おこし協力隊募集要項 (インバウンド推進活動)

令和8年8月

■宮城県村田町 概要

宮城県南部に位置し、豊かな自然と穏やかな気候が魅力の村田町は、町内を白石川の支流荒川が南流し、この流域に沿って田畑が広がっています。

町中央部は、概ね平坦地で村田地区には市街地が形成されており、気候的には、比較的温暖で寒暑の差が少なく、降雪量も少ない気候条件にあり、四季を通して良好な環境を有しています。

町中心部に位置する東北自動車道「村田 IC」を利用すれば、仙台市や隣県の山形県・福島県が近く、都会に「ほど良く近い」まちです。近隣市町の JR 3 駅までは、車で約 20 ～ 35 分の距離があるため、生活には自家用車の必要性が高い地域です。

また、江戸後期からの商家町が町に現存し、宮城県で唯一、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、歴史的資源にも恵まれています。



■募集の目的

村田町では、増加する訪日外国人旅行者の受入環境の充実と誘客促進を目的として、「インバウンド推進担当」の地域おこし協力隊を募集します。

本町が誇る豊かな自然や美しい景観、文化及び歴史などの観光資源を活用し、その魅力を高めながら、国内外への情報発信や地域内外の交流を促進し、地域文化の振興と地域経済の活性化を目指します。

■活動内容

主にインバウンド推進を目的として、以下の業務に取り組んでいただきます。

- (1) 外国人旅行者への観光案内（ガイド案内含む）、問い合わせ対応（外国語による対応）
- (2) 地域資源を活用した外国人旅行者向けの体験型観光商品の企画・運営
- (3) 観光 PR 資料（パンフレット等）の翻訳、外国人旅行者向けの PR 資料の作成
- (4) SNS（Instagram・TikTok・Youtube 等）を活用した外国人旅行者向けの情報発信
- (5) 外国人旅行者のニーズや動向調査、アンケート等の実施・分析
- (6) 町の国際交流事業の運営サポート
- (7) 幼稚園や小中学校における外国語教育のサポート
- (8) その他、町の活性化のために必要とされる取り組み

■募集対象

- (1) 条件不利地を除く 3 大都市圏内の都市地域等に現に住所を有する者（地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付総行応第 38 号総務事務官通知）に規定する要件を満たす者）又は他自治体において地域おこし協力隊として 2 年以上活動した経歴があり、その解職から 1 年以内の者であって、任用後に村田町に住民票を移せる方
- (2) 協力隊としての任期終了後も、本町を拠点とした活動関連の起業や協力隊の活動経験を活かした就業などにより、本町に定住する意向・意欲がある方
- (3) 心身ともに健康で地域おこしに意欲があり、地域住民と協力して活動ができる方
- (4) 普通自動車免許を取得しており、実際に運転できる方
- (5) パソコン（ワード、エクセル、インターネット等）の一般的な操作ができる方
- (6) SNS や Web を活用した情報発信ができる方
- (7) 日本語及び英語でのコミュニケーションが可能な方（電話・メール対応を含む）
- (8) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会合など、不規則な勤務に対応できる方
- (9) 協力隊員の業務以外にも、地域での活動に積極的に参加できる方

(10) 地方公務員法第16条（欠格条項）の①及び②に該当しない方

①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

②日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

■募集人員

1名（予定）

■受入事業者・活動拠点

施設名：蔵の観光案内所（管理者：株式会社まちづくり村田）

所在地：宮城県柴田郡村田町大字村田字町31（重要伝統的建造物群保存地区内）

雇 用 形 態	契約社員
1日の勤務時間	8：30～17：00のうち7時間（休憩を除く）
休 憩 時 間	60分
勤 務 日 数	週5日
雇 用 期 間	委嘱の日から令和9年3月31日 ※ただし、本人の同意を得て、採用から最長3年を限度に更新する場合があります。
報 酬	月額291,000円（賞与、退職金はありません）
時 間 外 勤 務 等	従事する場合あり
社 会 保 険 等	健康保険、厚生年金、介護保険、雇用保険に加入
休 日	原則、休日は土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始となりますが、観光業務が主なため休日出勤もあります。勤務の都合で休日出勤した場合は振替することを原則とします。
休 暇	勤務期間及び年数により決定します。 その他特別休暇あり。

活 動 費	活動費は受入事業者から支給されます。 ※活動費例 ・ 住宅借上げ料（家賃） ・ 活動に使用する車両のリース代、燃料代 ・ PC 等端末リースに係る経費 ・ 活動に必要な作業道具や消耗品に係る経費 ・ 研修等旅費 ・ その他活動に必要な費用
-------	--

■募集期間

令和８年８月７日～令和８年８月２１日（※書類必着）

※応募受付後、審査を行い、隊員を決定します。

※期間中に採用人数に達した場合は、募集を終了いたします。

■応募方法

（１）提出書類

- ・ 村田町地域おこし協力隊員 応募申込書 １部
- ・ 村田町地域おこし協力隊 応募レポート １部
※町ホームページよりダウンロードできます。
- ・ 住民票の抄本 １部
- ・ 普通自動車免許証の写し １部

（２）提出方法

持参または郵送ください。（郵送の場合は、締切日必着とします。）

（３）応募に係る経費

書類申請、面接試験に伴う交通費等は、全て応募者のご負担となります。

（４）提出書類の扱いについて

提出いただいた書類については、返却いたしませんのでご了承ください。

なお、本募集要項に基づく応募以外の用途には使用いたしません。

■選考について

選考は、第１次「書類選考」及び第２次「面接選考」にて行います。

第１次選考	応募書類受付後、書類選考を行います。 １次審査可否を通知し、合格者に面接日をお知らせいたします。
第２次選考	第１次選考合格者は、村田町役場本庁舎にて面接を行います。

採用決定通知	第2次選考（面接）の可否を通知し、合格者へ採用決定通知を郵送します。
協力隊着任	着任日には辞令交付式を行うため、村田町役場へお越しいただきます。 ※住民票の異動は、任用後に行うこととなります。

※応募用紙は、選考過程で株式会社まちづくり村田に情報提供いたしますので、ご承知願います。なお、応募の秘密は守られます。

■応募・問合せ先

村田町役場 まちづくり振興課政策推進班 担当：内形・鈴木

〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6番地

TEL：0224-83-2113（まちづくり振興課直通）

FAX：0224-83-5740

Mail：mura-mac@town.murata.miyagi.jp（まちづくり振興課代表）